



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

- 輸入繊維製品を中心に -

東京税関業務部総括原産地調査官

本日の説明事項

1. 経済連携協定の現状
2. 原産品に関する原則的規定
3. 繊維製品にみられる規則
4. 原産地規則の手続的規定
5. 原産地認定のケーススタディ
6. 特恵適用非違事例

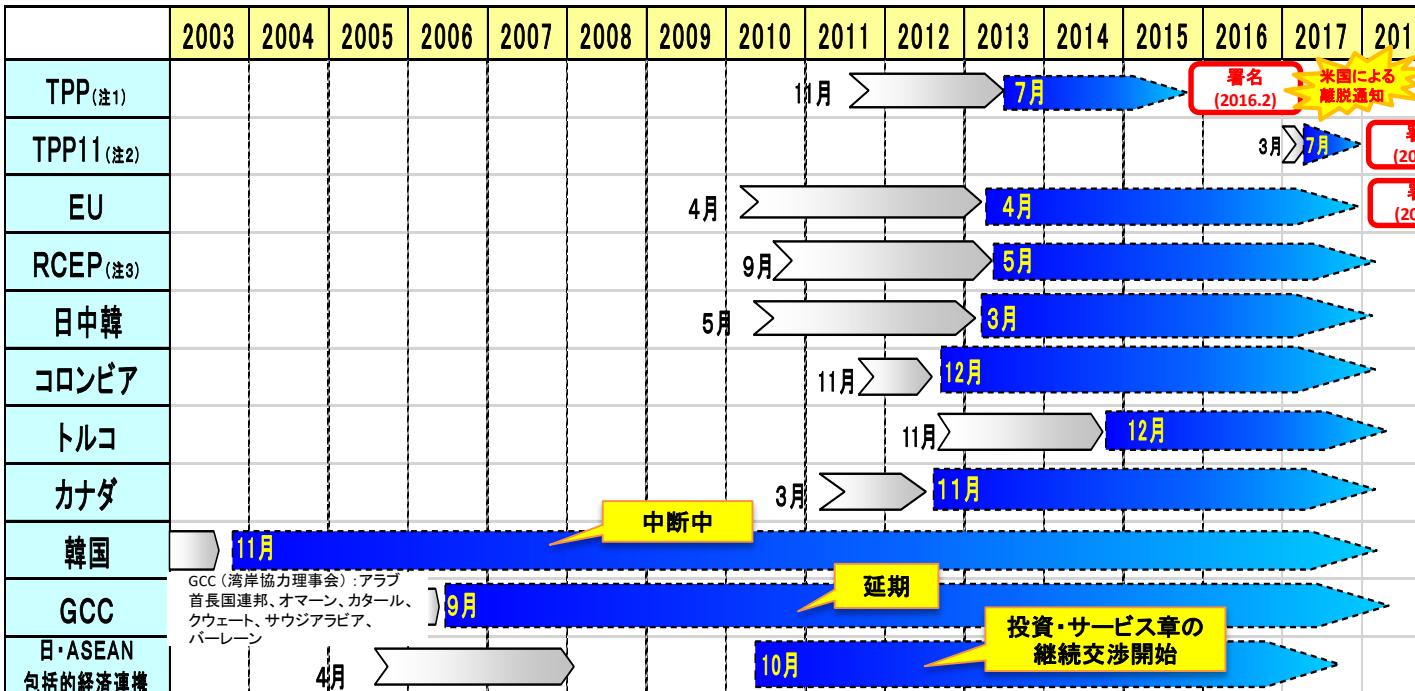
1. 経済連携協定の現状

- (1) 進捗状況
- (2) 各関税率の例
- (3) 関税上の特恵待遇

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2018.7時点)

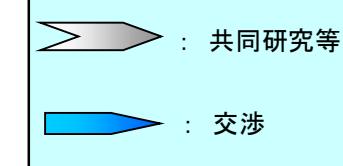
日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで15のEPAを発効

各国とのEPAの進捗状況



<発効済みEPAの発効状況>

- ・シンガポール 2002年11月 (2007年9月改定)
- ・チリ 2007年 9月
- ・ブルネイ 2008年 7月
- ・スイス 2009年 9月
- ・ペルー 2012年 3月
- ・メキシコ 2005年 4月 (2012年4月改定)
- ・タイ 2007年11月
- ・ASEAN(物品貿易) 2008年12月
- ・ベトナム 2009年10月
- ・豪州 2015年 1月
- ・マレーシア 2006年 7月
- ・インドネシア 2008年 7月
- ・フィリピン 2008年12月
- ・インド 2011年 8月
- ・モンゴル 2016年 6月



(注1) TPP(環太平洋パートナーシップ) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計12か国）。

(注2) TPP11(包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計11か国）。

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド（計16か国）。

これらEPA発効国・地域との貿易については、
EPA税率の適用が可能

織維製品の関税率の例

税番	品名	MFN税率 Most-Favored-Nation Treatment =最恵国待遇(※1)	GSP税率 Generalized System of Preferences=一般特恵制度	EPA税率 Economic Partnership Agreement = 経済連携協定
第50類～第60類	織物・編物	FREE～12.6% (一部従量税等)	<ul style="list-style-type: none"> ・FREE～8% (一部従量税) ・LDC(※2) 全品目 FREE 	FREE (第50類の一部品目は設定無、日オーストラリアEPAの一部品目は有税)
第61類	衣類及び衣類附属品(編物)	5%～10.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・コーティングした衣類、手袋 等 FREE (その他設定無) ・LDC 全品目 FREE 	FREE
第62類	衣類及び衣類附属品(織物)	FREE～12.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・一部品目(手袋、ハンカチ、スカーフ等) FREE～7.2% (その他設定無) ・LDC 全品目 FREE 	FREE (日オーストラリアEPAは FREE～4.8%)
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古衣類等	FREE～10.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・FREE～7.2% (一部品目設定無) ・LDC 全品目 FREE 	FREE

※1最恵国待遇=WTO協定加盟国は他の全加盟国の同種の产品について同じ関税率を適用

※2Least Developed Countries = 後発開発途上国

※2018/4現在

関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、一般的の関税率よりも低い関税率が適用されること

- **一般特恵(GSP)に基づく税率**

開発途上国の原産品に対して、一般的の関税率よりも低い一般特恵税率を適用。

- **経済連携協定(EPA)に基づく税率**

EPA締約国の原産品に対して、一般的の関税率よりも低いEPA税率を適用。

(例) 日タイEPA 第18条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引き下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

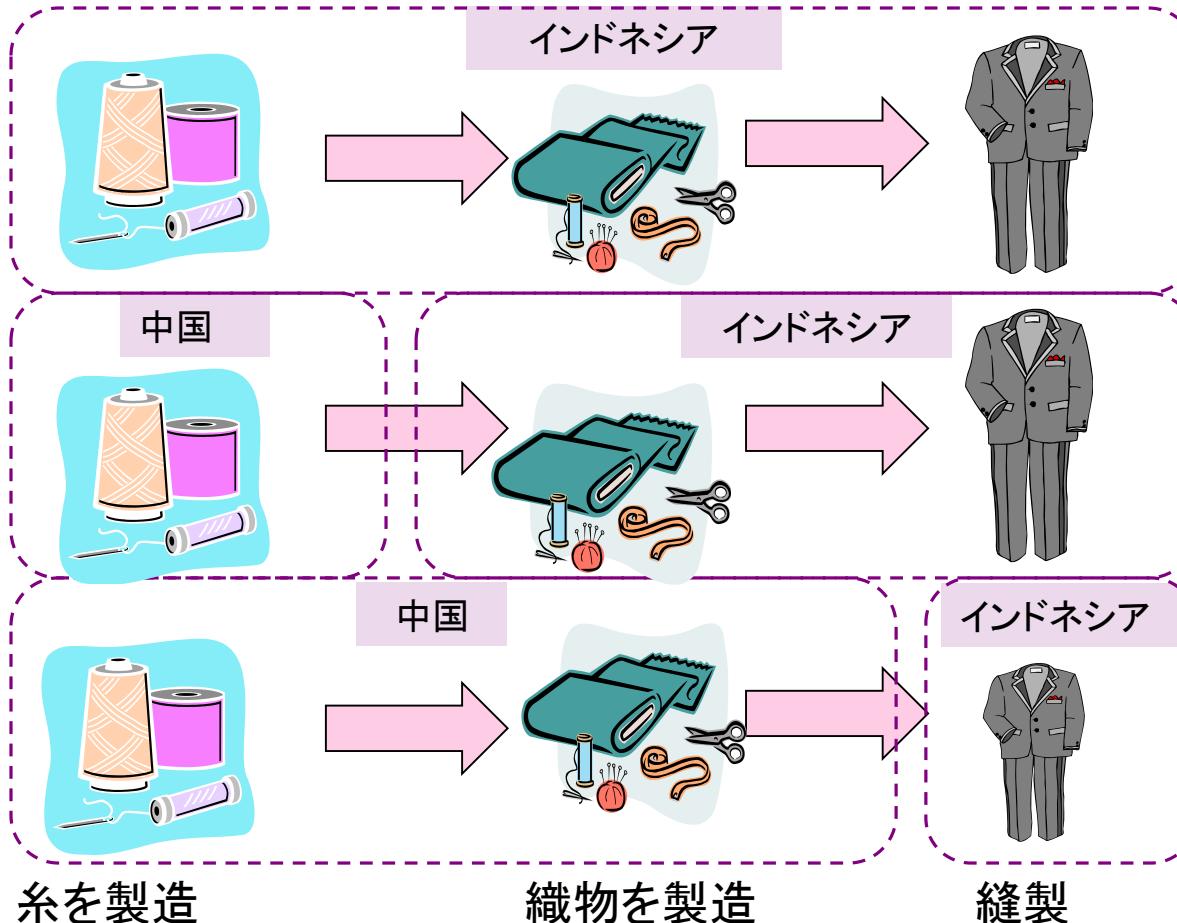
→日本が約束した関税の撤廃又は引き下げは、タイ原産品について適用される。

※この資料では、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定を「日タイEPA」と表記します。

2. 原産品に関する原則的規定

- (1) 原産品とは？
- (2) 特恵税率を適用のための条件
- (3) 3つの原産品
- (4) 原産品に関する救済的規定

特恵税率を適用する相手国の產品とは?



インドネシアから輸入された衣類といつても、材料や製造工程に着目するいろいろなものがありえる。

EPAによる特恵税率の対象となる相手国の衣類とは何か決めておく必要がある。

原産地基準を定め、原産地基準を満たす原産品のみを特恵税率適用の対象とする。

特恵税率適用のための条件

① 輸入される产品に関し、**特恵税率が設定**されていること

② 生産された产品が、「原产品」であると認められること

(=原产地基準を満たしていること)

→ この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「原产地證明書」等

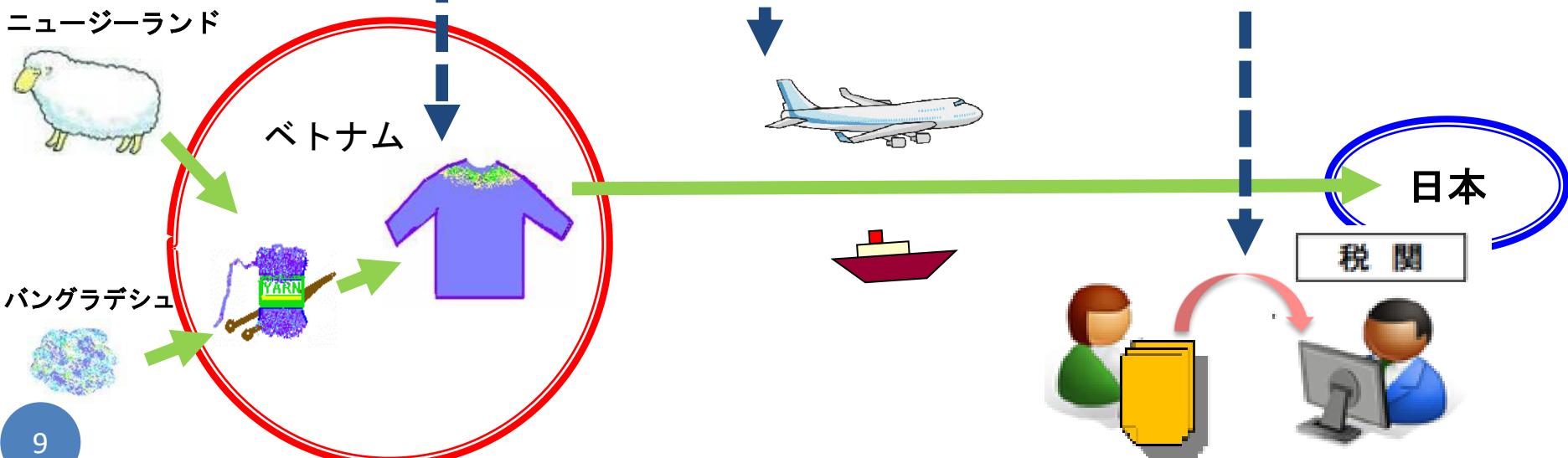
運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと
(=積送基準を満たしていること)

→ この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件證明書」
(通し船荷証券の写し等)

③ 必要な手続きを行うこと

- 税関に対して原産国や特恵税率を申告
- 添付書類として原产地證明書等及び(必要に応じ)運送要件證明書を提出

(=手続要件を満たしていること)



“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

手順1 関税分類番号の確認

- 輸入しようとする产品的

関税分類番号「HS番号及び統計細分」を確認

HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
6桁まであり、同条約締結国間で共通。

類(2桁)…(例)第61類

項(4桁)…(例)第61.01項

号(6桁)…(例)第6101.90号

6桁以降は各国別の統計細分であり、日本の場合は3桁で設定。

HS6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号という。

統計番号(9桁)…(例)6101.90-100

第11部 紡織用纖維及びその製品

第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

2018年4月1日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	
番号 H.S. code		
61.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アンラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。)
6101.20	000	綿製のもの
6101.30	000	人造纖維製のもの
6101.90		その他の紡織用纖維製のもの
	100	1 羊毛製又は纖獸毛製のもの
	900	2 その他のもの

“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

手順2 EPA特恵税率の確認

第11部 紡織用繊維及びその製品

第50類 絹及び絹織物

2018年4月1日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携) Tariff rate (EPA)						
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei
50.01													
5001.00	繭(緑糸)に適するものに限る。)	2,968 円/kg											
	010	— この号に掲げる繭の数量(政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。)及び第5002.00号の2に掲げる生糸の数量を合計した数量について、798トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第5002.00号において「共通の限度数量」という。)以内のもの		無税 (140 円/kg)									
	090	— その他のもの			2,523 円/kg		無税						
50.02													
5002.00	生糸(よつてないものに限る。)												
	100	1 野蚕のもの	無税	(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの	8,209 円/kg											
	— 共通の限度数量以内のもの		無税 (7.5%)										
211	— — 玉糸												
	— — その他のもの												
215	— — — 織密度が21中のもの												
216	— — — 織密度が27中及び28中のもの												
217	— — — その他のもの												
	— その他のもの			6,978 円/kg		無税							
221	— — 玉糸												
	— — その他のもの												
225	— — — 織密度が21中のもの												
226	— — — 織密度が27中及び28中のもの												
227	— — — その他のもの												
50.03													
5003.00	絹のくず(緑糸)に適しない繭、糸くず及び反毛した纖維を含む。)	無税	(無税)				無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	— カード及ごろームのいすれもしてないもの						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
012	— — くず繭						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
019	— — その他のもの						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
090	— その他のもの						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

設定されていない品目

設定されている品目

产品を日本に輸入する場合のEPA特恵税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。(税関ウェブサイト 実行関税率表)
<http://www.customs.go.jp/tariff/>

3つの原産品

日タイEPA 第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であって、
2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産
される产品
- (c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される产品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

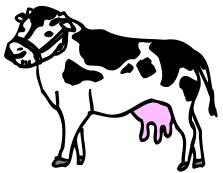
完全生産品

原産材料のみから生産される产品

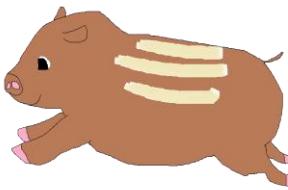
実質的変更基準を満たす产品

(a) 完全生産品

日タイEPA第28条2



(a) 生きている動物であって、
タイにおいて生まれ、かつ、
成育されたもの
(家畜等)



(b) タイにおいて狩猟、わな
かけ、漁ろう、採集又は捕獲
により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) タイにおいて生きている
動物から得られる产品
(牛乳、卵等)



(d) タイにおいて収穫され、
採取され、又は採集される
植物及び植物性生産品
(切り花等)



(e) タイにおいて抽出され、
又は得られる鉱物その他の
天然の物質
(原油等)



(f) タイの船舶(定義あり)によ
り、タイ及び日本の領海外の
海から得られる水産物その他の
产品
(公海で捕獲した魚等)

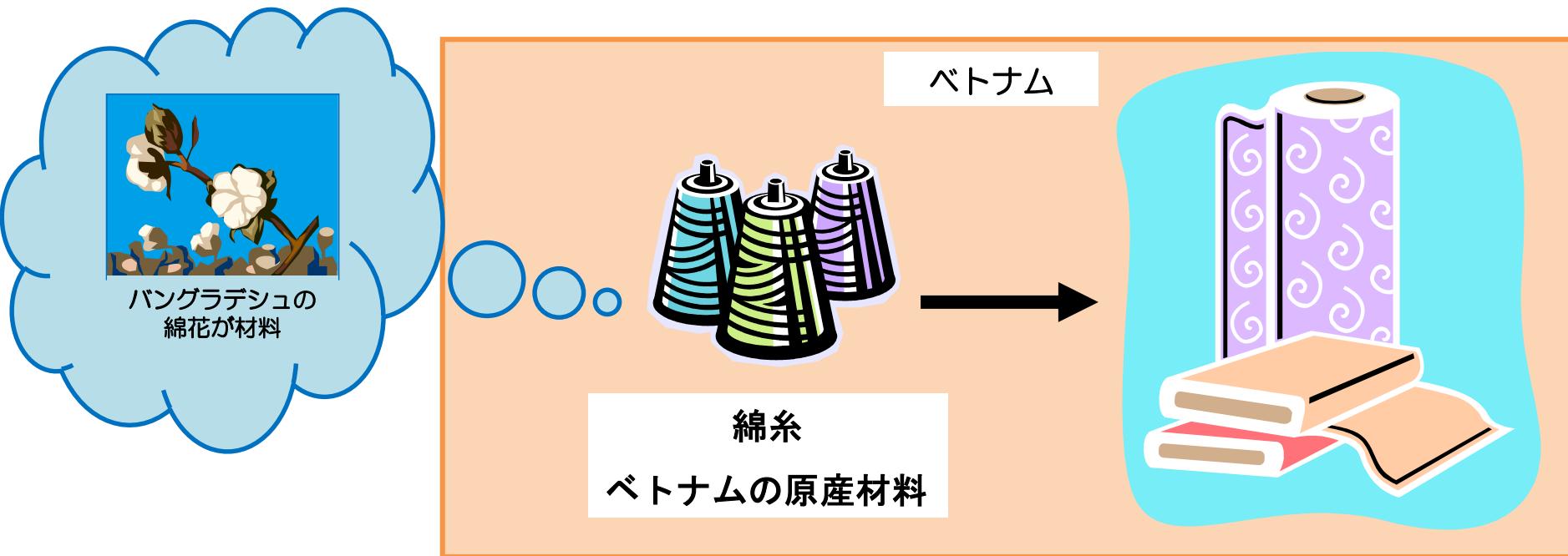
(g)～(k) 略



(l) タイにおいて(a)から(k)
までに規定する产品のみから
得られ、又は生産される产品
**((a)に該当する牛を屠殺し
て得られた牛肉等)**

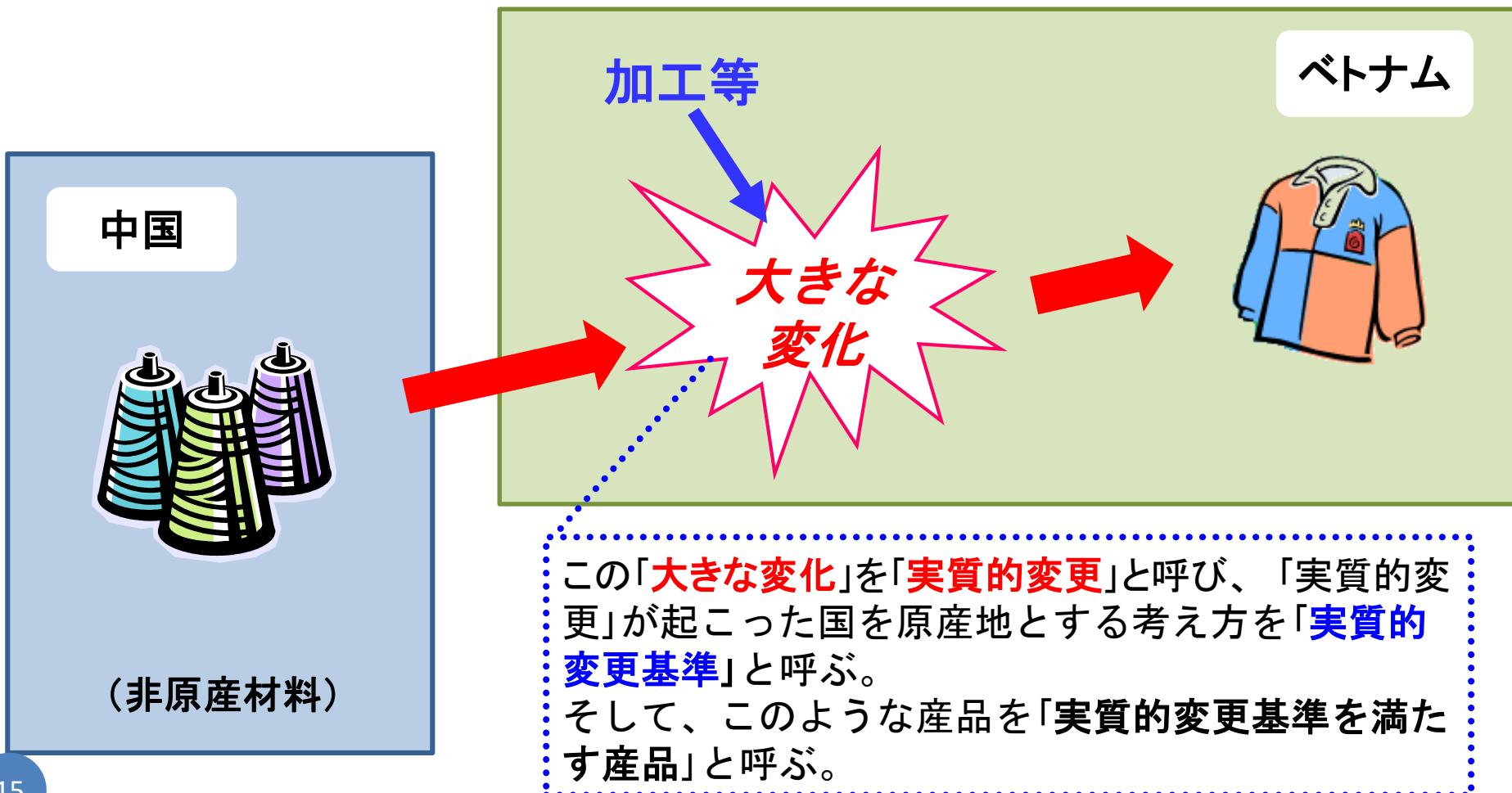
(b) 原産材料のみから生産される产品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、原産材料の材料に他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの



(c) 実質的変更基準を満たす產品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品



3つの原産品の違い

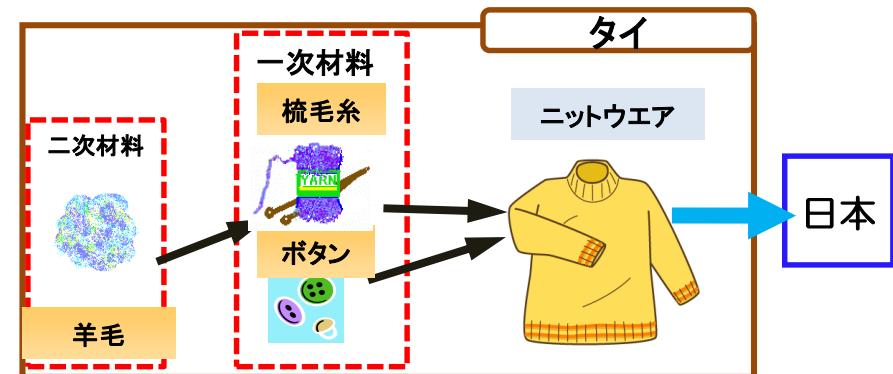
(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても原産材料のみ

タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品

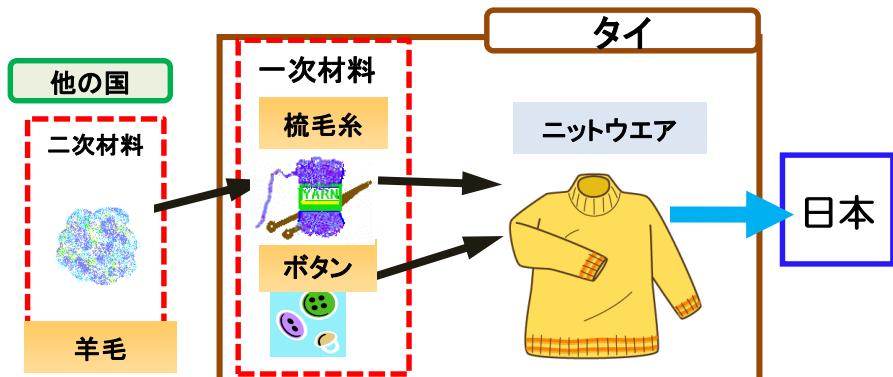
タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品



(b) 原産材料のみから生産される产品

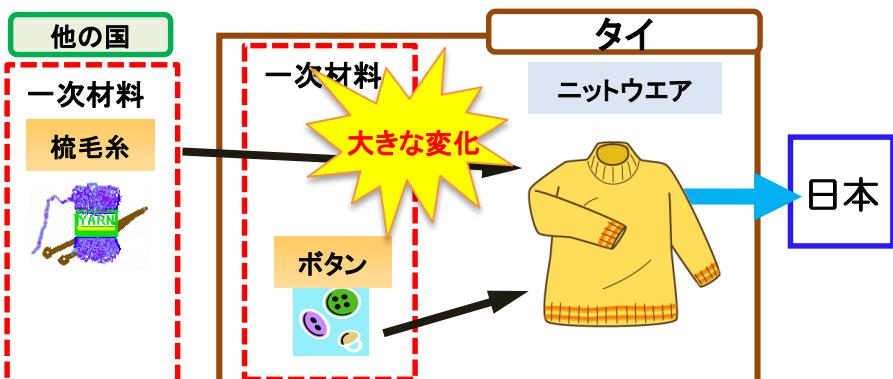
材料の材料(二次材料)のうち、少なくとも一つは非原産材料

(参考)(b)の概念はEPA(日インドEPA除く)のみであり、GSPでは(c)に含まれる。



(c) 実質的変更基準を満たす产品

材料(一次材料)のうち、少なくとも一つは非原産材料



(注)ボタンについては、どこまで遡っても原産材料のみとする。

実質的変更基準の種類

- **関税分類変更基準**

すべての非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、
実質的変更があったとする基準

- **付加価値基準**

付加された価値が、ある基準以上であれば、実質的変更があったとする基準

- **加工工程基準**

非原産材料に特定の加工工程が施されれば、実質的変更があったとする基準

⇒これらの基準は、「品目別規則」に規定されている。

第一部 紡織用纖維及びその製品(第五〇類から第六三類まで)(注釈参照)

合成纖維の長纖維のトウ

CC (第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項からの変更を除く。)

(HS番号)

(ルール)

品目別規則

非原産材料が使用されている产品について、
その国の原産品として認められるために必要
なルール(※)をHS番号毎、EPA毎に定められ
たもの(例えば、日アセアンEPA附属書2)。
なお、形式はEPA毎に異なっている。

※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

※日アセアンEPA品目別規則に
記載される略号の例

CC(Change of Chapter)
→2桁(類)の変更

CTH(Change of Tariff Heading)
→4桁(項)の変更

CTSH(Change of Tariff Subheading)
→6桁(号)の変更

一般ルール

品目別規則に規定のない產品は、協定本体に規定された共通するルールを適用する。

	一般特恵	日アセアンEPA 日イスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更	他の項の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の号の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	全ての產品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第29条 累積

产品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

日タイEPA 第57.01項-第57.05項 品目別規則

第57.01項から第57.05項までの各項の产品への他の類の材料からの変更

(第50.04項から第50.07項までの各項、第51.06項から第51.13項までの各項、第52.04項から第52.12項までの各項、第53.06項から第53.11項までの各項、第55.08項から第55.16項までの各項又は第54類の材料からの変更を除く。)

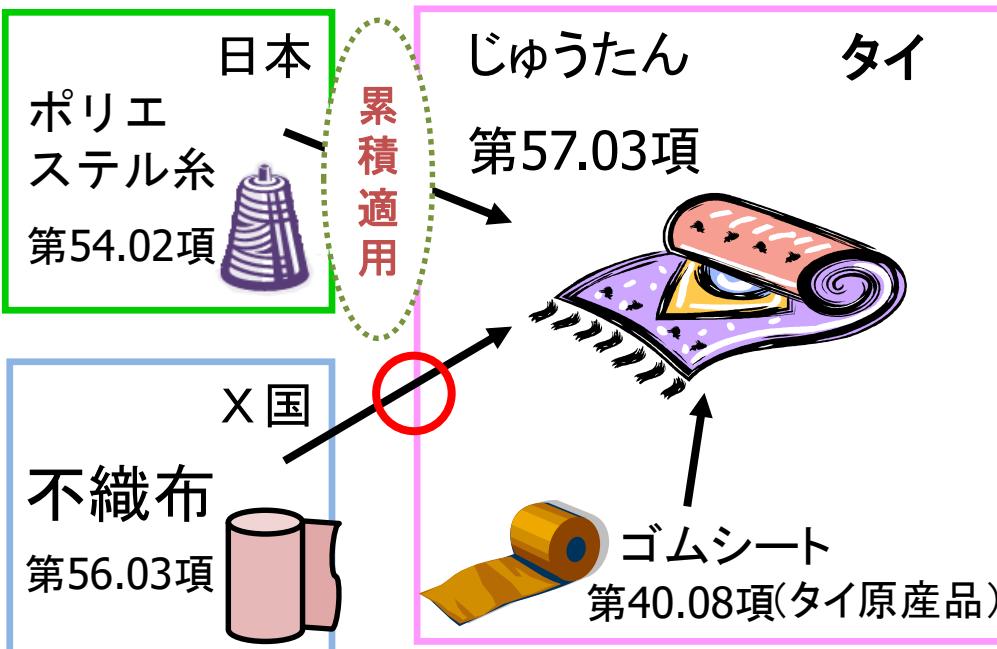
非原産材料のポリエステル糸（第54.02項）
が品目別規則を満たしていないことから、
产品はタイの原産品とは認められない。

しかし…

ポリエステル糸が日本の原産品の場合、
累積の考え方を適用して、产品はタイの原産品と認めることが可能となる。

**タイ原産品の資格を獲得し易いという
大きなメリットがある。**

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



僅少の非原産材料

基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日インドEPA 第32条 僅少の非原産材料

產品の生産に使用される非原産材料が全体として當該產品の価額又は重量による次の特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料が當該產品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

(c) 統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される產品(略)については、當該產品の重量の7パーセント

日インドEPA 第61.01項-第61.17項 品目別規則

織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

附属書2の付表
(抜粋)

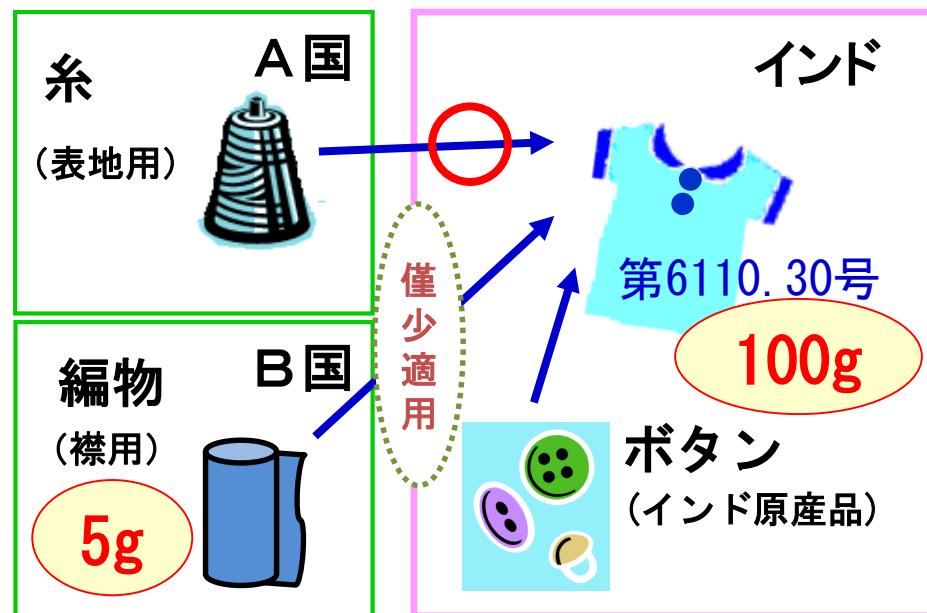
統一システムの番号	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
61. 01-61. 17	必要	必要

非原産材料の編物が品目別規則を満たしていないことから、產品はインドの原産品と認められない。

編物の重量は產品の重量の5%
← 日インドEPAの場合、7%以下なら
僅少の非原産材料の規定が適用可能

編物は規則を考慮しないこととなり、產品は
日インドEPA上のインドの原産品と認められる。

*原産地証明書に「DMI」の記載が必要



僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第25類	第26類 第27類	第28類	第29類	第30類 ～ 第34 類	第35類	第36類 第37類	第38類	第39類 ～ 第45 類	第46類	第47類 ～ 第49 類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類 ～ 第63 類	第64類～ 第97類
日シンガポール	×	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の7%以下			產品のFOB価額の10%以下
日メキシコ	產品の取引価額の10%以下(※)	產品の取引価額の10%以下												關稅分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※)			產品の取引価額の10%以下
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の7%以下			產品のFOB価額の10%以下
日チリ	×	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の7%以下			產品のFOB価額の10%以下
日タイ	×	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の10%以下			產品のFOB価額の10%以下
日アセアン包括	×	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の10%以下			產品のFOB価額の10%以下
日スイス	產品の工場渡し価額の10%以下(※)												產品の重量の7%以下			產品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナム	×	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の10%以下			產品のFOB価額の10%以下
日インド	2501.00: 產品のFOB価額の7%以下	×	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 產品のFOB価額の7%以下	×	3505.10, 3505.20: 產品のFOB価額の7%以下	×	3809.10, 3824.60: 產品のFOB価額の7%以下	×	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	×	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01～ 52.03: ×	53.01, 53.02: ×	產品の重量の7%以下	產品のFOB価額の10%以下	
日ペルー	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の10%以下			產品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリア	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の10%以下			產品のFOB価額の10%以下	
日ゴル	產品のFOB価額の10%以下												產品の重量の10%以下			產品のFOB価額の10%以下	
※適用にあたっては条件が設定されているため、協定の関係する条文及び品目別規則を確認のこと																	

- ### 3. 繊維製品にみられる規則
- (1) 関税分類を決定する構成部分
- (2) 工程ルール

「関税分類を決定する構成部分」の規定

第61類から第63類
の品目別規則に規定

※一般特恵、日スイスEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPA、日インドEPAにはない。

「50～63類に該当しない材料については、繊維を含むか否かを問わず考慮しない」旨の規定有

当該產品について適用される規則は、これらの產品の**関税分類を決定する構成部分**についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

↓
言い換えれば…

非原産材料を使用していても、当該材料が、**関税分類を決定する構成部分**に該当しなければ、当該材料については**品目別規則**を考慮する必要はない。

「関税分類を決定する構成部分」とは？

原産地規則解釈例規の制定について(平成26年6月13日 財関第598号)

61類～63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、**產品の表側の生地**(袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工(例えば、ひだ付け)を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。)に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、產品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

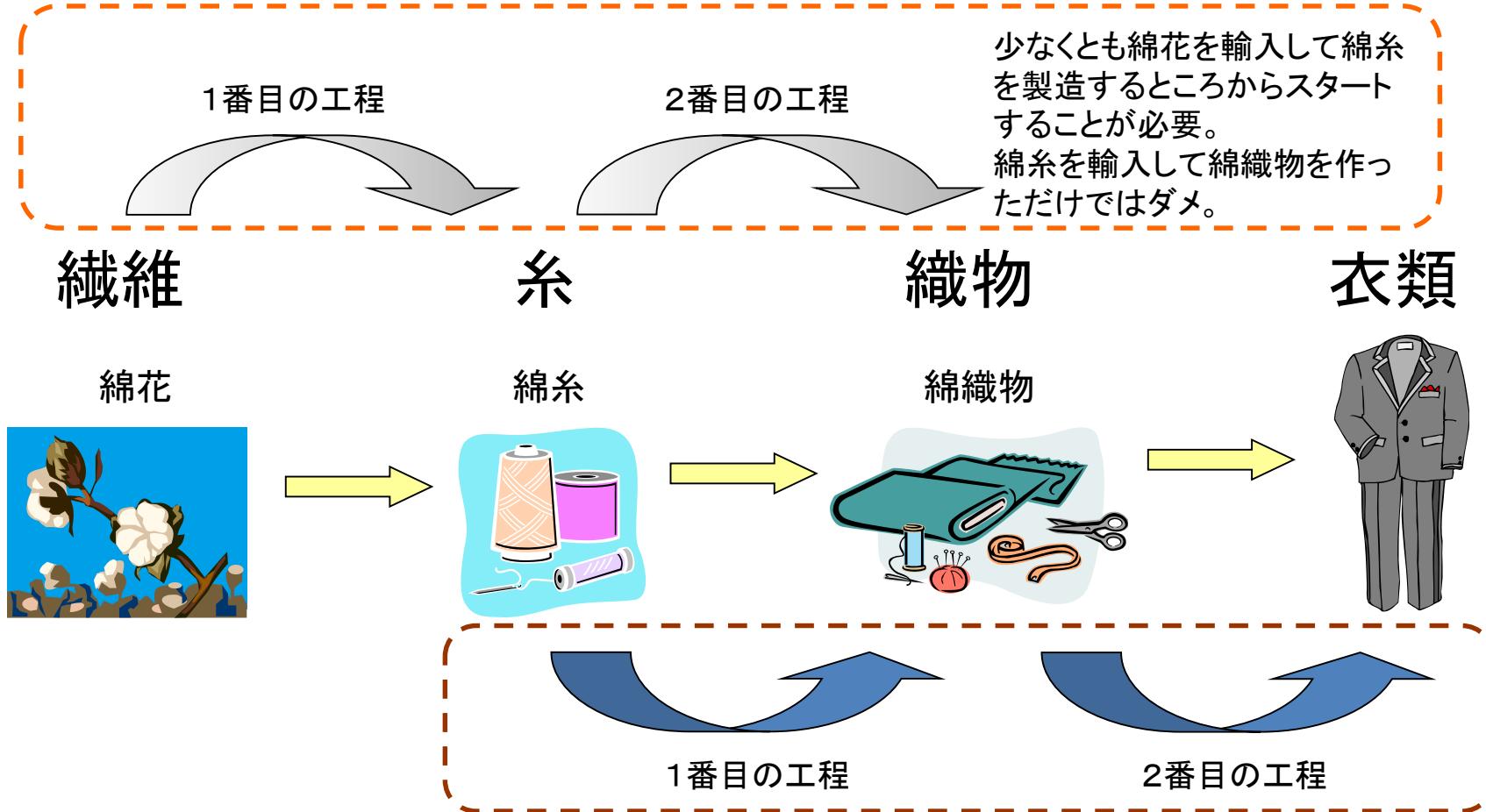
また、上半身用の衣類において、裏側の生地(裏地)が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあっては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定

繊維製品の「2工程ルール」

この2つの工程が1の国で行われることを要件とする規則のこと



衣類(第61類、第62類)に係る 品目別規則の比較表

一般特恵 (GSP)	シンガポール・マレー シア・タイ・インドネシ ア・ブルネイ・フィリピ ン・ベトナムEPA	日アセアンEPA	日インドEPA
織物/編物か らの製造 【1工程ルール】 織物/編物→衣類	<p>類の変更 (非原産材料の生地 ※¹を使用する場合の 製織・編立の工程は 日本・アセアン構成 国に限定)</p> <p>【2工程ルールの一部緩和】 糸→編物/織物→衣類</p>  <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px; display: inline-block;">日本・アセアン構成国可</div>	<p>類の変更 (非原産材料の生地 ※¹を使用する場合の 製織・編立の工程は 日アセアンEPA締約国 ※²に限定)</p> <p>【2工程ルールの一部緩和】 糸→編物/織物→衣類</p>  <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px; display: inline-block;">日本・アセアンEPA締約国可</div>	<p>製織・編立の工程 と製品化の工程が インドにて行われ ること</p> <p>【2工程ルール】 糸→編物/織物→衣類</p>

上記表は大まかな傾向を示したもので、品目によっては、異なるルールも存在する。

※1: 各EPAに税番の指定がされている。

※2: 日アセアンEPA締約国: 日本及びアセアン構成国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)

4. 原産地規則の手続的規定

(1) 積送基準

(2) 税関における手続き

再掲

特恵税率適用のための条件

① 輸入される产品に関し、**特恵税率が設定**されていること

② 生産された产品が、「原产品」であると認められること

(=原产地基準を満たしていること)

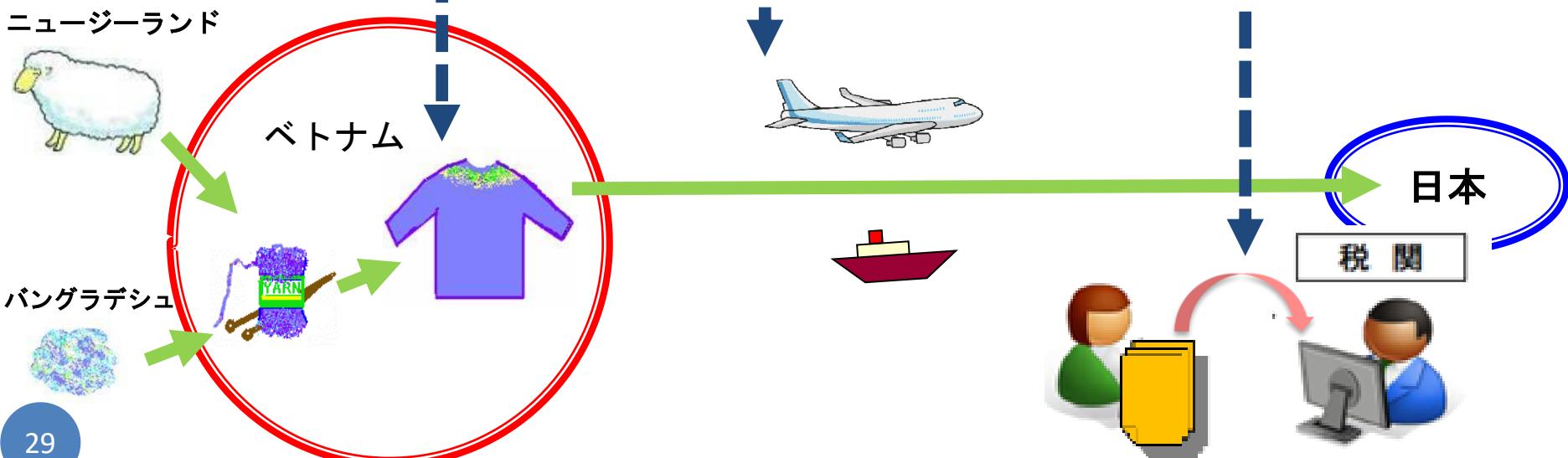
→ この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「原产地證明書」等

運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと
 (=積送基準を満たしていること)
 → この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件證明書」
 (通し船荷証券の写し等)

③ 必要な手続きを行うこと

- 税関に対して原産国や特恵税率を申告
- 添付書類として原产地證明書等及び(必要に応じ)運送要件證明書を提出

(=手續要件を満たしていること)

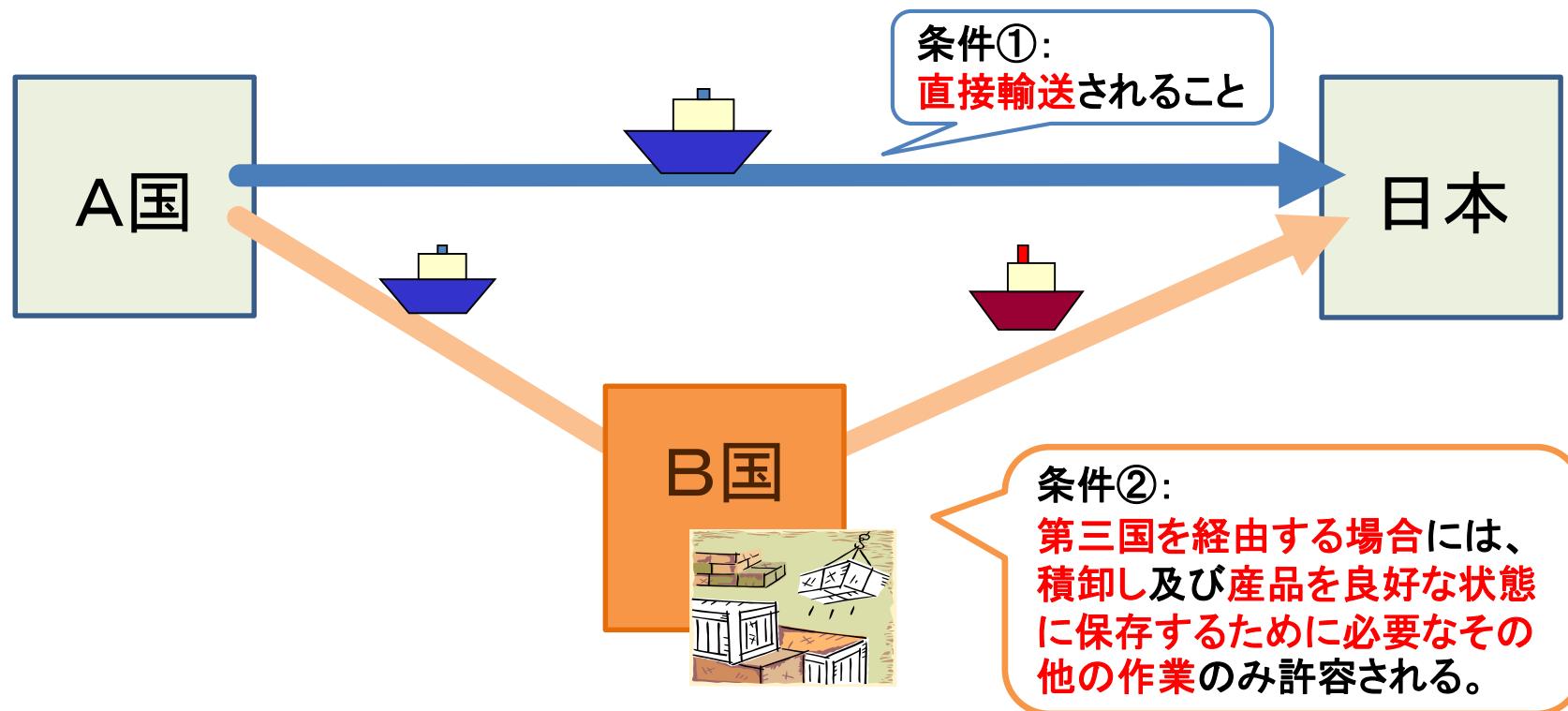


積送基準

積送基準とは

⇒貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

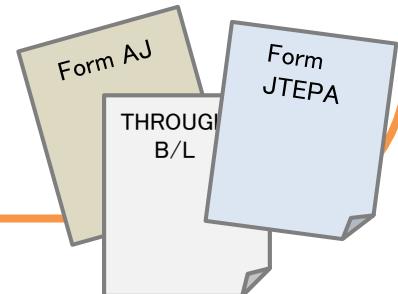
以下のいずれかの条件を満たす場合、产品は原産品としての資格を保持する



税関における手続き

特恵適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること
(第三国を経由して運送された場合)



◆原産地基準を満たしていることの証明

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
([全てのEPA](#)で採用)

② 自己申告制度に基づく原産品申告書等

- 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等
([日オーストラリアEPA](#)で①と共に採用)

③ 認定輸出者による原産地申告

- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
([日スイスEPA](#)、[日ペルーEPA](#)、[改正日メキシコEPA](#)で①と共に採用)

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所、国名	Certification No. AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP	Number of page /	
2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: 輸入者の名称、住所、国名 「遅延発給」の場合、第3欄に船積日を記入。	CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam		
3. Transport details (means and route)(if known): 輸送の手段及び経路（分かれる範囲で）	積出港、積替港、荷卸港、船名又は フライト番号を分かれる範囲で記入。		
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): それぞれの產品ごとの品番（必要に応じて）、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名 品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカレー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など) HS第50類から第63類までの各類の產品については、以下の事項を記入。 ・他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国に材料 ・当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が產品の生産に使用された場合に限る。)	5. Preference criteria 特恵基準 下記①～③の カテゴリーの いずれか1つ を必ず記入。 ① "WO" ② "GTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち 適切なもの ③ "P/E"	6. Weight or other quantity 重量又はその他の数量 記入は必須。 重量、 グラス/ネットのいずれでも可。	7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号、日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者 がインボイスを発行する場合：第8欄に ^{（）} 當初は第三国で インボイスが発行される旨並びに インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が 不明の場合は、第7欄に ^{（）} 輸出者の インボイスの番号及び日付、第8欄に ^{（）} 「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該 インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は税關に 取り扱い關係が判明するような資料を提出。
「再発給」された原産地証明書の有效期間は、 当初の原産地証明書の発給日から1年間。	必要に応じ、DM1(第28条:僅少の 非原産材料)、ACU(第29条:累積)、 IIM(第35条:同一の又は交換可能 な材料)を追記。		
8. Remarks: 原産地証明書が遅延発給される場合には、発給当周により、"ISSUED RETROACTIVELY"と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が再発給される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規に番号付した新規の原産地証明書を発給: 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な本」を発給: 第8欄に "CERTIFIED TRUE COPY" を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。			
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ 原産国の国名を記入。 Signature: _____ 輸出者(又は代理人)による記入。 ・証明書申請の日付 ・署名(自署又は署名の形状の印字)	10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.		
Competent governmental authority or Designee office: Stamp _____ Place and Date: _____ Name (printed) _____ Signature: _____ ゴム印は不可	輸出総額の権限のある当局又は指定団体による 記入。 ・日付(原則として船積日を含めその日から3日以内 ⇒それより後の発給を遅延発給として扱う) ・押印(手押し又は印影の形状の印字) ・署名(自署又は署名の形状の印字) ゴム印は不可		

- 現在、我が国が締結しているEPA(15本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備のない原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>



ORIGINAL

タイ発給の日タイEPA原産地証明書

1. Goods consigned from (Consignor's name, address, country)		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)				
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)						
ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN						
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use “ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011”				
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)		8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	1,000CTNS TOMATO KETCHUP		“PS”	20,000 kg	ZP001 January 19, 2011
		HS CODE:2103.20 “DMI”		3	2	2
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country)			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.			
CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorized signatory			登録印影 登録署名 January 19, 2011 <small>Place and date, signature and stamp of authorized signatory</small>			

No. 0000000

①真正性に係る項目

- 様式
- 印影・署名
- 有効期間・遡及発給の記載
- 修正・再発給の記載 等

②同一性に係る項目

- 品名、数量等
- インボイス番号、輸出入者名
- 特別な品目・説明の記載 等

③原産性に係る項目

- HOS番号
- 特恵基準 等

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特恵
完全生産品			WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P
原産材料からなる产品			PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁
実質的変更基準を満たす產品	一般ルールを満たす產品	HSコード4桁変更	CTH	B	—	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC		※1	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—
	品目別規則を満たす產品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
	加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁	
その他 (D:各協定の条文を満たす产品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)			—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	D	TPL	—	—
適用する場合記載	累積		ACU	ACU	ACU	— ※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—
	僅少の非原産材料		DMI	DMI	DMI	— ※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—
	代替性のある产品及び材料		—	FGM	FGM	— ※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない。

(注) 日シンガポールEPA、日イスイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(日オーストラリアEPAの)自己申告制度に基づく原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

<原産品申告書の記載例>

税関様式C 第5292号

原 産 品 申 告 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン㈱ ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 產品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6 桁、 HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (W0、 PE、 PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、 ACU)
1	ワイン (750ml) 1,000 カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015.12.1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 2204.21 号	PSR
5. その他の特記事項			

 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2. に記載する產品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5

作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名

作成者の住所又は居所 東京都江東区青海 2-7-11

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関 3-1-1

本原産品申告書の作成者 (輸入者、輸出者、生産者)

※W0: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される产品、PSR: 実質的変更基準を満たす产品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・產品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用也可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条
関税法基本通達68-5-11の3

3. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

① 原産品申告明細書

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原 产 品 申 告 明 细 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における產品の番号 [1]	3. 產品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニヨン) (第 08.06 項) : 豪州ピクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項) : 豪州ピクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項) : 豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項) : 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	

(1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における產品の番号
- ・產品の関税分類番号(HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・税関様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c)
関税法基本通達68-5-11の4

3. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

② 関係書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

【完全生産品の場合】

產品が豪州において完全に得られた產品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された產品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす產品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

產品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン (750ml)

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソーピニヨン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
合計					

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

(認定輸出者による)原産地申告

輸出国発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。(関税法基本通達 68-5-11の2)

日スイスEPA

“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (產品の原產地(Switzerland)) preferential origin.“

日メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA.”

日ペルーEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (產品の原產地(Peru)) preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付*)”

(*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

原則これらの文言通りに記載されていること。
手書きは不可。
英語で記載されていること。

証明書類の提出時期等

原則

- 原産地証明書等(原産地証明書、原産品申告書等、原産地申告)
- 運送要件証明書(通し船荷証券の写し、積替国税関等の権限を有する官公署が発給した証明書 等)

を輸入申告時に提出すること

(EPA: 関税法施行令第61条第4項及び第8項)

(GSP: 関税暫定措置法施行令第28条及び第31条第3項)

例外

【提出免除】 提出を免除するのみ。実際に規則を満たしていることが必要！

- 課税価格の総額が20万円以下の貨物
- 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
(GSPのみ物品の指定あり)

【提出猶予】

下記のいずれかの場合、原則として2か月以内で適当な期間、原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行う場合

(EPA: 関税法基本通達68-5-15, 16)

(GSP: 関税暫定措置法基本通達8の2-7, 9)

【有効期限】

- 原産地証明書: 発給日から1年間
- 原産品申告書: 作成日から1年間
- 原産地申告: 作成日から1年間

(関税法施行令第61条第5項)

5. ケーススタディ

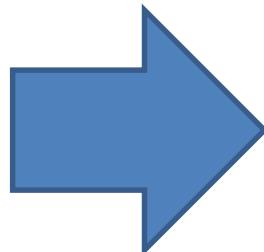
- (1) 男子用シャツ(日インドEPA)
- (2) プルオーバー(日アセアンEPA)
- (3) シーツ(GSP)

(1) 男子用シャツ(6205.30)【日インドEPA】

インドで男子用シャツ(HS6205.30)を生産するが、
日インドEPA上のインド原産品と認められるか？

材料

- インド原産品 生地
(第54.07項)
- 日本原産品 生地
(第54.07項)
- 日本原産品 細幅生地
(第58.06項)
- インド原産品 ラベル
(第58.07項)
- インド原産品 ボタン
(第96.06項)



インド



男子用シャツ
第6205.30号

(1) 男子用シャツ(6205.30)【日インドEPA】

日インドEPA品目別規則 第62.05項:

織物類又は編物類からの製造(付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。)

インドのみ		締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
統一システムの番号	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程	
6101-6117			
6201-6217	必要	必要	
6301-6310			

インドで製織と
製品化が必要!



【実質的変更基準の補足】

- 救済的な規定

- 累積(ACU:Accumulation)

他方の締約国(日本)の原産品を自国の原産材料とみなすことが
できる。

原産地証明書にACUの記載が必要

アセアンEPAでは「締約国」

原産地証明書にDMIの記載が必要

- 僅少の非原産材料(DMI:De Minimis)

基準を満たさない非原産材料があっても、それがごく僅かなら無視
できる。

各EPAにより、品目・割合は異なる。

(1) 男子用シャツ(6205.30)【日インドEPA】



(2) プルオーバー(6110.30)【日アセアンEPA】

カンボジアでプルオーバー(HS6110.30)を生産するが、
日アセアンEPA上のカンボジア原産品と認められるか？

材料

- ベトナムで完全にメリヤス編みされた生地(第60.06項)
- インドで生産された生地(第60.01項)
- 中国で生産された生地(第54.07項)
- 中国で生産された縫糸(第54.01項)



カンボジア



プルオーバー
第6110.30号

(2) プルオーバー(6110.30)【日アセアンEPA】

日アセアンEPA 品目別規則: 第61.10項

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)

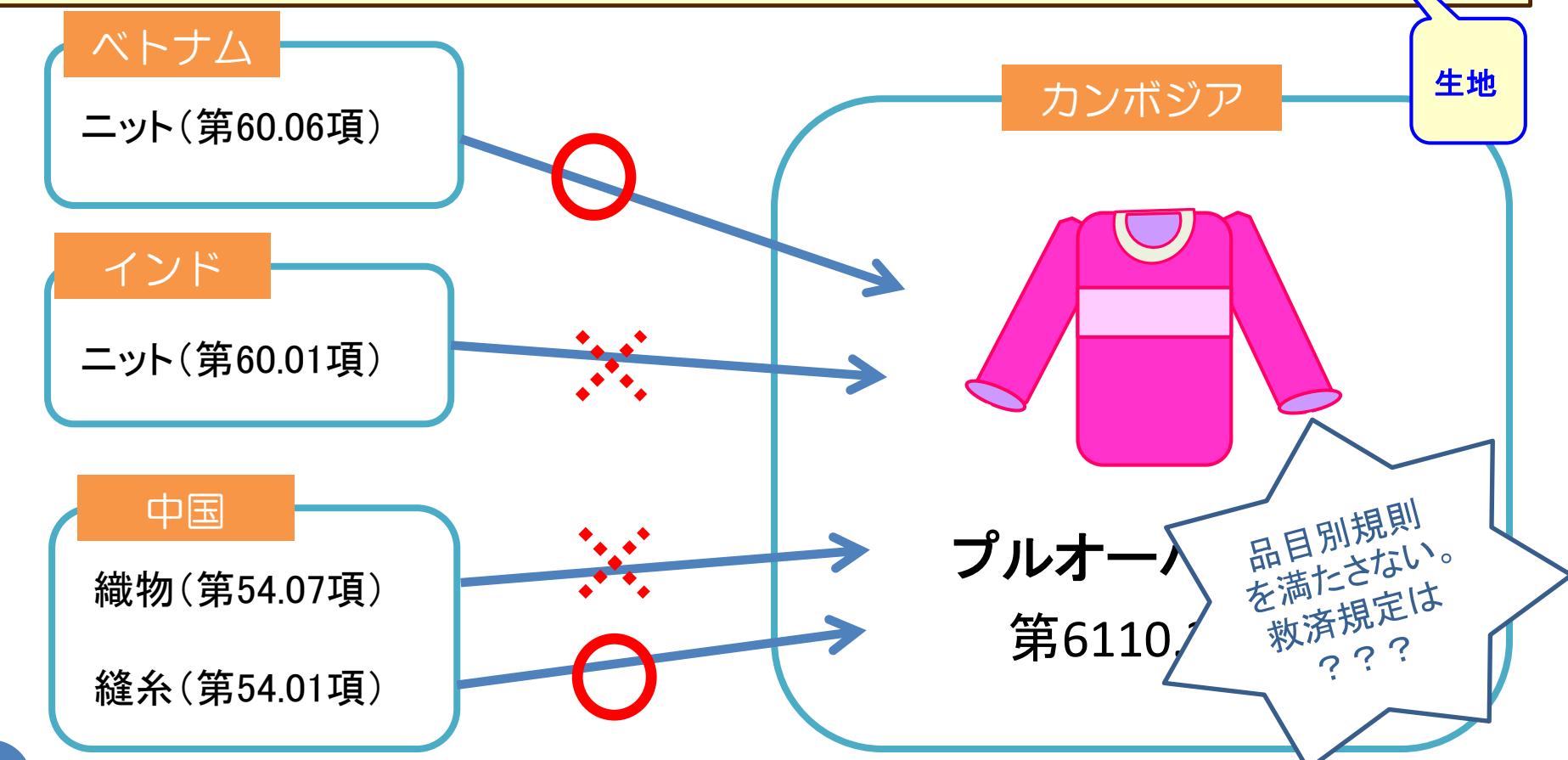
非原産材料について

原則: **類の変更**があればよい。ただし、
非原産材料が、50～55、60類の生地である場合に限り、
当該生地自体が日アセアン協定締約国で編み立てされ
ていなければならぬ

(2) プルオーバー(6110.30)【日アセアンEPA】

日アセアンEPA品目別規則 第61.10項 :

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、**第54.07項**、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は**第60類**の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



再掲

【実質的変更基準の補足】

- 救済的な規定

- 累積(ACU:Accumulation)

他方の締約国(日本)の原産品を自国の原産材料とみなすことが
できる。

アセアンEPAでは「締約国」

原産地証明書にACUの記載が必要

- 僅少の非原産材料(DMI:De Minimis)

基準を満たさない非原産材料があっても、それがごく僅かなら無視できる。

各EPAにより、品目・割合は異なる。

原産地証明書にDMIの記載が必要

再掲

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

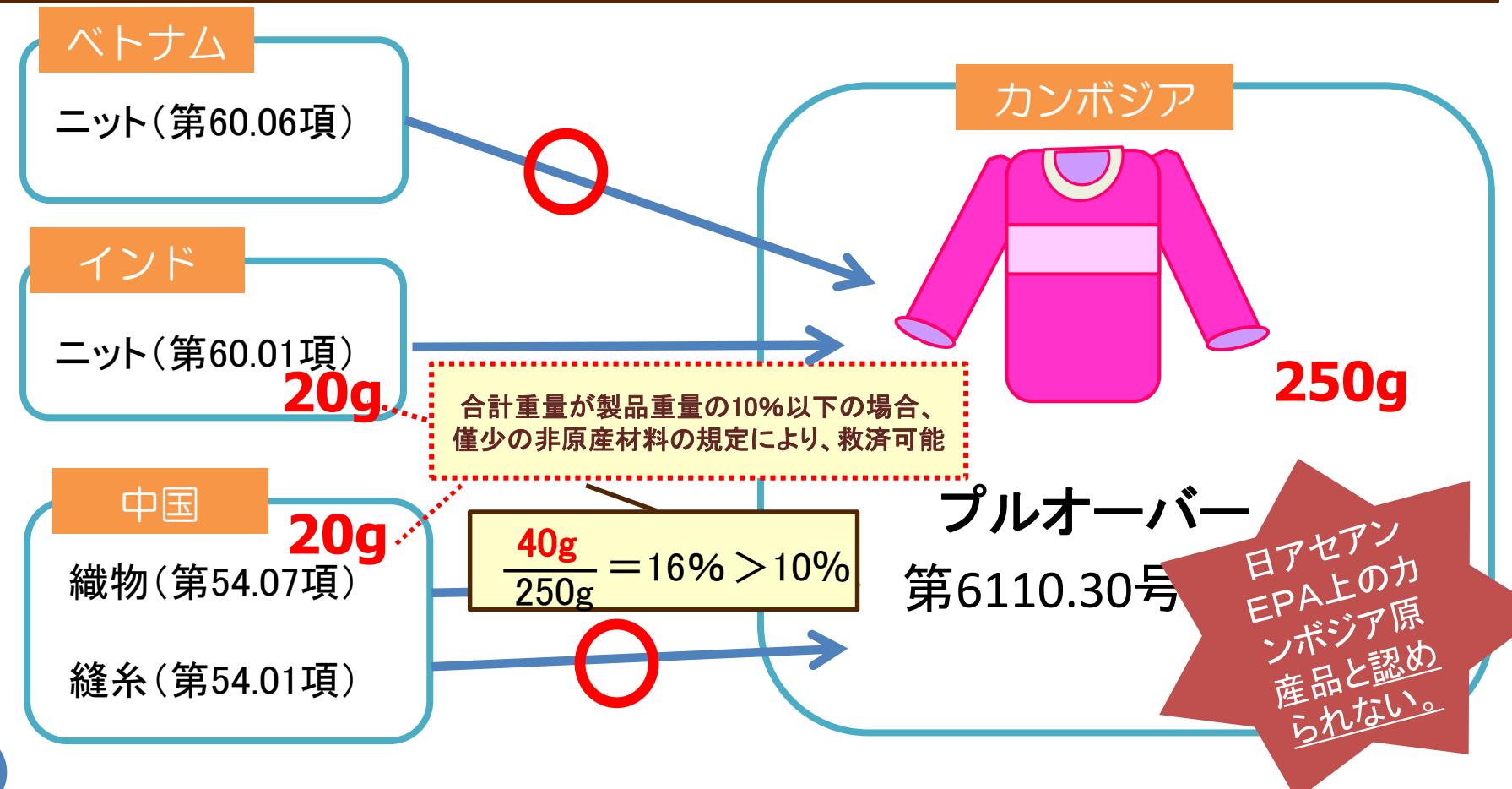
*適用できる品目、閾値
はEPAごとに異なる。

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第53類	
日シンガ ボール EPA						產品のFOB価額の10%以下					產品の重量の7%以下				產品の重量の7%以下
日メキシコ EPA						產品の取引価額の10%以下					關稅分類を決定する材料に含まれる特定の構成又は他の 総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				產品の重量の7%以下
日 日 日 日 フブイマ イルンレ リネド ビイネシ ン・シア ラ・						產品のFOB価額の10%以下					產品の重量の7%以下				產品の重量の7%以下
日チリEPA						產品のFOB価額の10%以下					產品の重量の7%以下				產品の重量の7%以下
日タイEPA						產品のFOB価額の10%以下					產品の重量の10%以下				產品の重量の10%以下
日アゼア ンEPA						產品のFOB価額の10%以下					產品の重量の10%以下				產品の重量の10%以下
日スイタ EPA						產品の工場渡し価額の10%以下(※3)					產品の重量の7%以下				產品の重量の7%以下
日ベトナ ムEPA						產品のFOB価額の10%以下					產品の重量の10%以下				產品の重量の10%以下

(2) プルオーバー(6110.30)【日アセアンEPA】

日アセアンEPA品目別規則 第61.10項 :

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、**第54.07項**、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は**第60類**の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



再掲 「関税分類を決定する構成部分」の規定

第61類から第63類
の品目別規則に規定

※一般特恵、日スイス協定、日オーストラリア協定、日モンゴル協定、日インド協定にはない。

「50～63類に該当しない材料については、繊維
を含むか否かを問わず考慮しない」旨の規定有

当該產品について適用される規則は、これらの產品の**関税分類を決定する構成部分**についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

言い換えれば…

非原産材料を使用していても、当該材料が、**関税分類を決定する構成部分**に該当しなければ、当該材料については品目別規則を考慮する必要はない。

再掲

「関税分類を決定する構成部分」とは？

原産地規則解釈例規の制定について(平成26年6月13日 財関第598号)

61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、**產品の表側の生地**(袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工(例えば、ひだ付け)を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。)に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、**產品が属する号(HS6桁)**に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

また、上半身用の衣類において、裏側の生地(裏地)が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあっては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定

「产品が属する号(HS6桁)」について

第61類及び第62類における物品の所属の决定に関する基本的な考え方		
類(2桁)	生地が編物か織物か?	第61類:ニット衣類 第62類:それ以外の衣類
項(4桁)	形状は?	衣類、衣類附属品、用途による分類
号(6桁)	構成する纖維の種類は?	材質による分類
【参考】 国内細分(9桁)	ししゅう/ レース/ 模様編み、毛皮の有無等	装飾、特徴等による分類

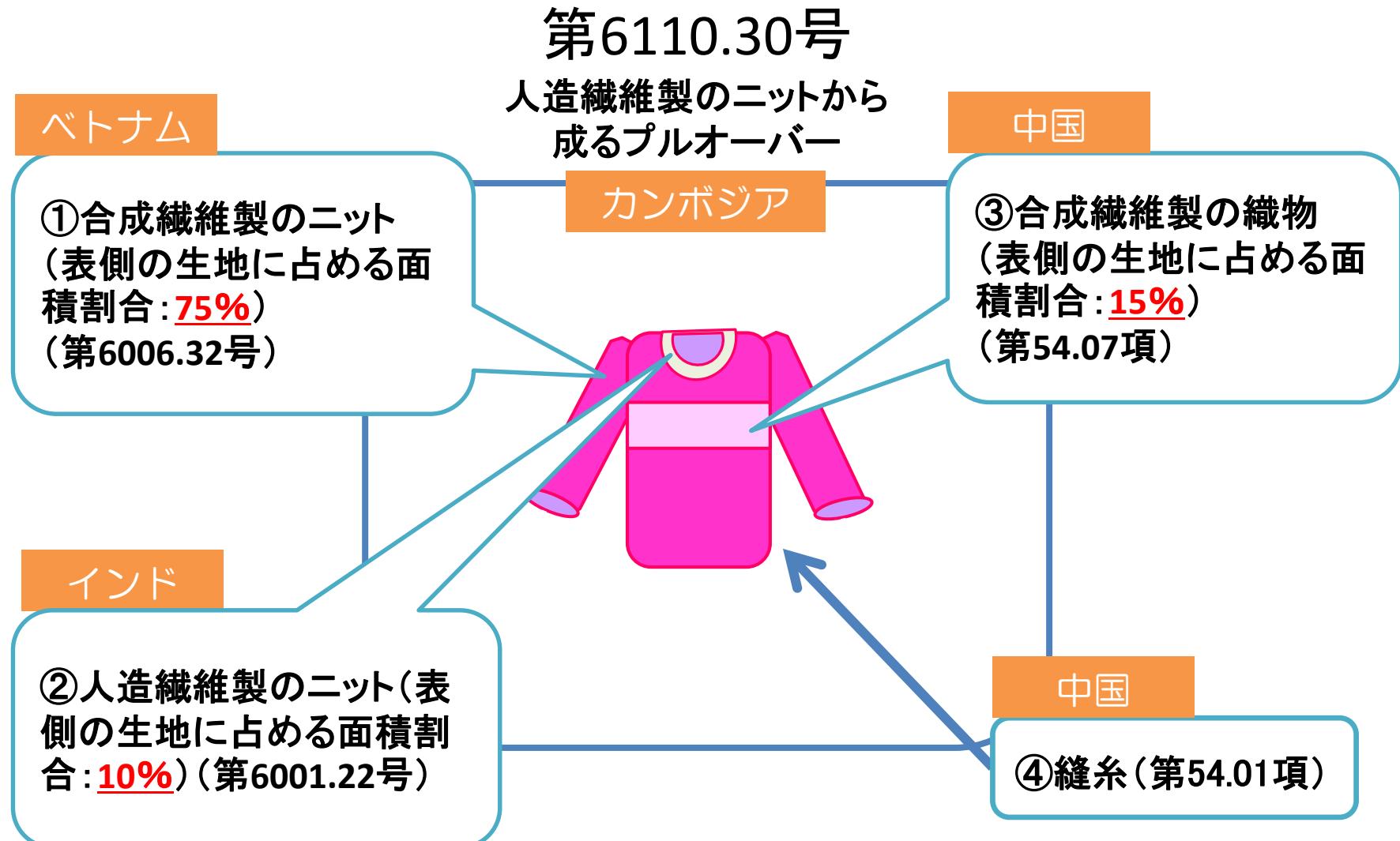


第6110.30号

- ニット生地
- プルオーバー
- 人造纖維製

第11部 紡織用纖維及びその製品		
第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
61.10	ジャージー、 ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	
6110.11 000	羊毛製又は纖獸毛製のもの	
6110.12 000	カシミヤ毛製のもの	
6110.19 000	その他のもの	
6110.20	綿製のもの	
030	- トレーナー - その他のもの	
019	-- ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
029	-- その他のもの	
6110.30	人造纖維製のもの	
030	- トレーナー - その他のもの	
	-- アクリルのもの	
012	---- ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
022	---- その他のもの	
099	-- その他のもの	
6110.90 000	その他の紡織用纖維製のもの	

関税分類を決定する構成部分は①～④のうちどれか？



5. ケーススタディ (2) プルオーバー

「产品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。」(解釈例規)



产品が属する号
=第6110.30号

①+②人造纖維製のニット(表側の生地に占める面積割合:85%)

①合成纖維製のニット(表側の生地に占める面積割合:75%)

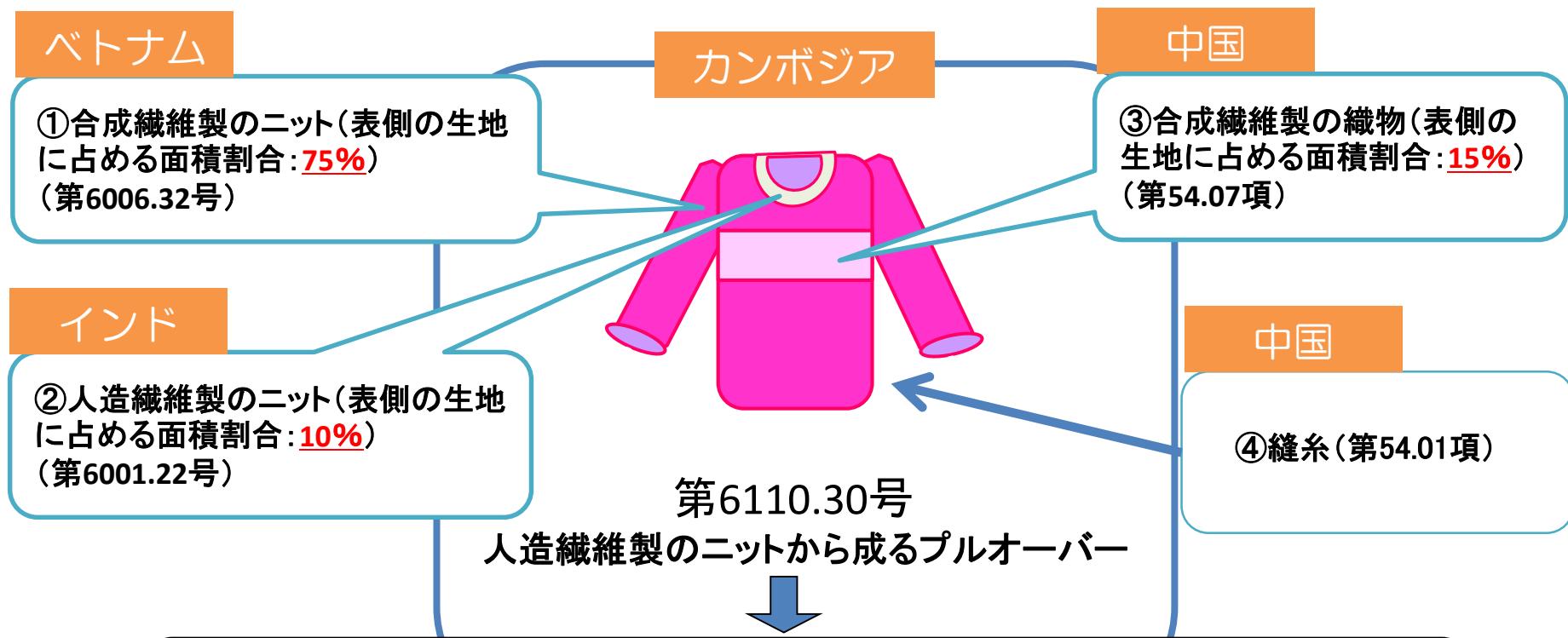
※合成纖維は人造纖維に含まれる

②人造纖維製のニット(表側の生地に占める面積割合:10%)

③合成纖維製の織物(表側の生地に占める面積割合:15%)

61.10		ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
		羊毛製又は纖獸毛製のもの
6110.11	000	羊毛製のもの
6110.12	000	カシミヤ毛製のもの
6110.19	000	その他のもの
6110.20		綿製のもの
	030	- トレーナー
		- その他のもの
	019	-- ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	029	-- その他のもの
6110.30		人造纖維製のもの
	030	- トレーナー
		- その他のもの
		-- アクリルのもの
	012	-- ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	022	-- その他のもの
	099	-- その他のもの
6110.90	000	その他の紡織用纖維製のもの

(2) プルオーバー(6110.30)【日アセアンEPA】



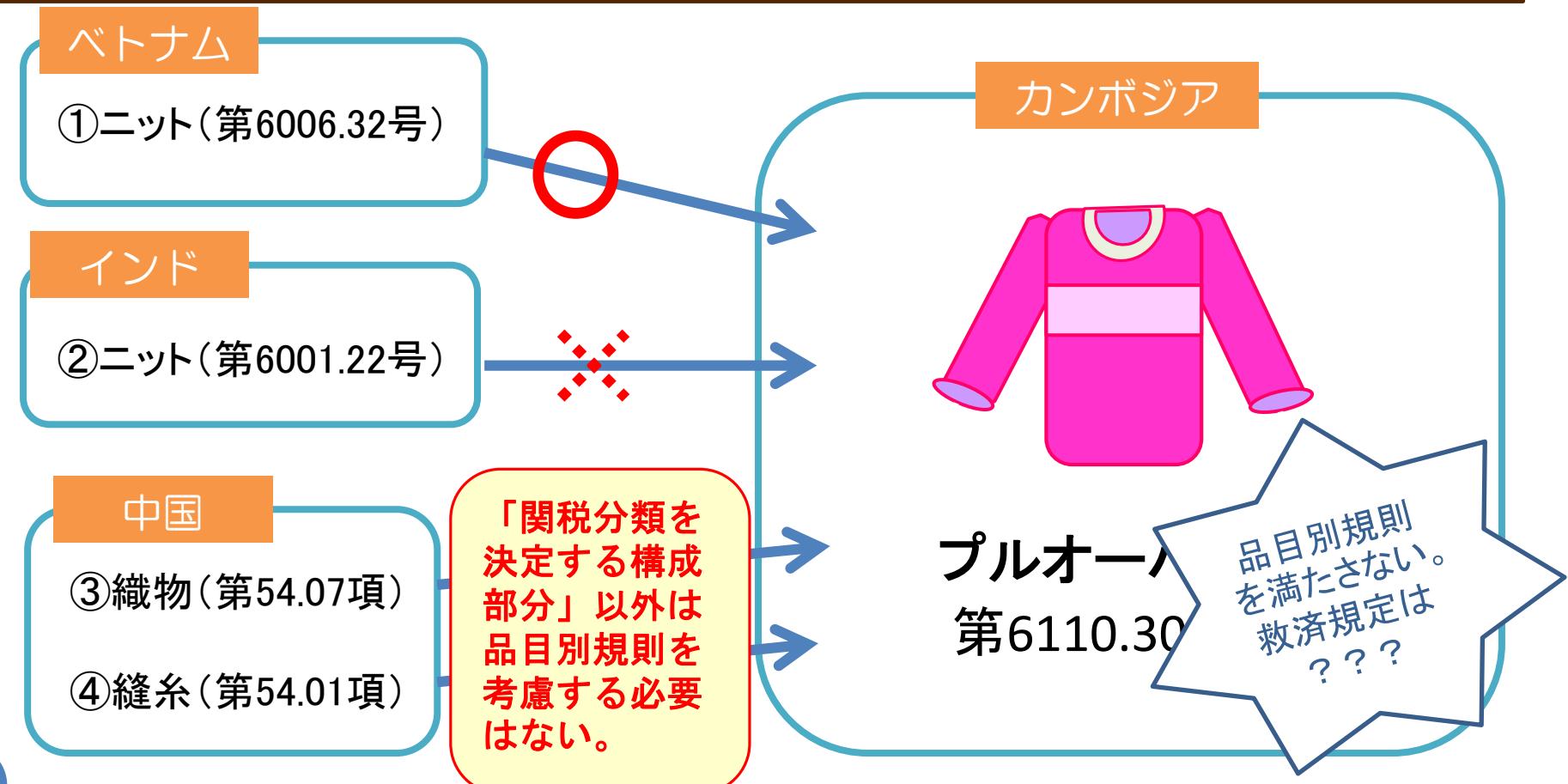
产品が属する号(ニット・人造繊維製)に規定する材料からなる部分
 =表側の生地に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分
 →①合成繊維製のニットと②人造繊維製のニット

「関税分類を決定する構成部分」は
 ①合成繊維製のニットと②人造繊維製のニットとなる

(2) プルオーバー(6110.30)【日アセアンEPA】

日アセアンEPA品目別規則 第61.10項 :

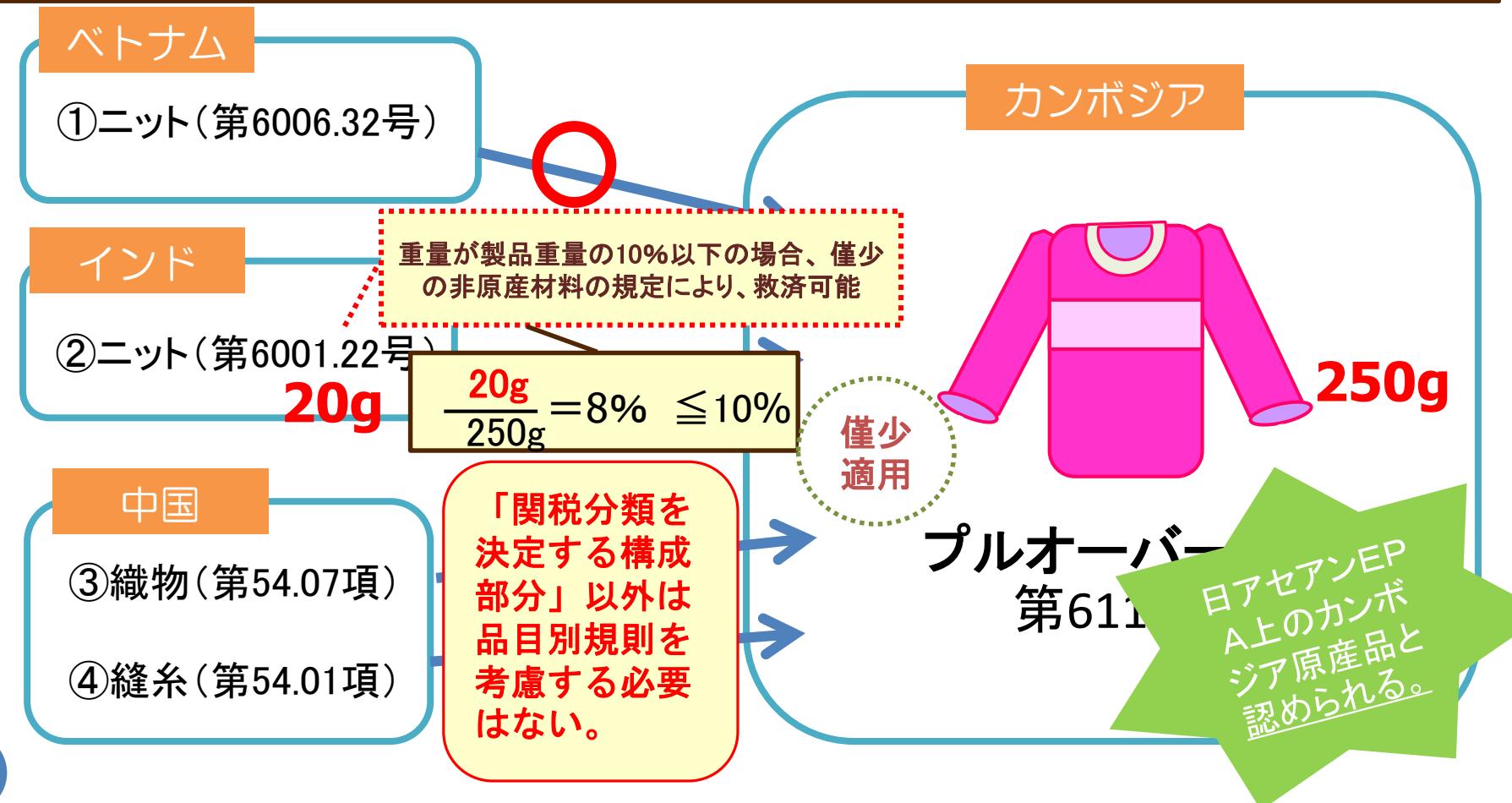
CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



(2) プルオーバー(6110.30)【日アセアンEPA】

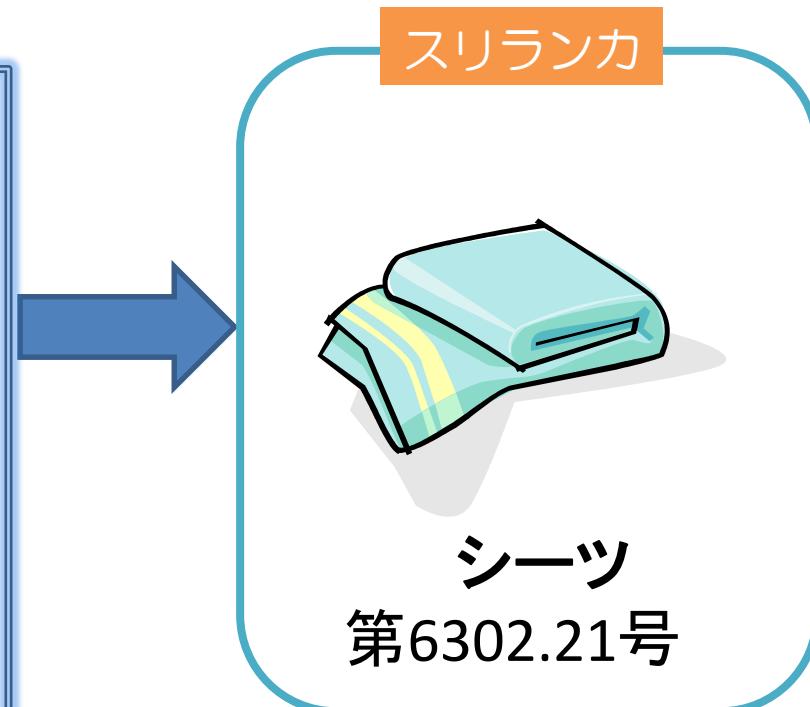
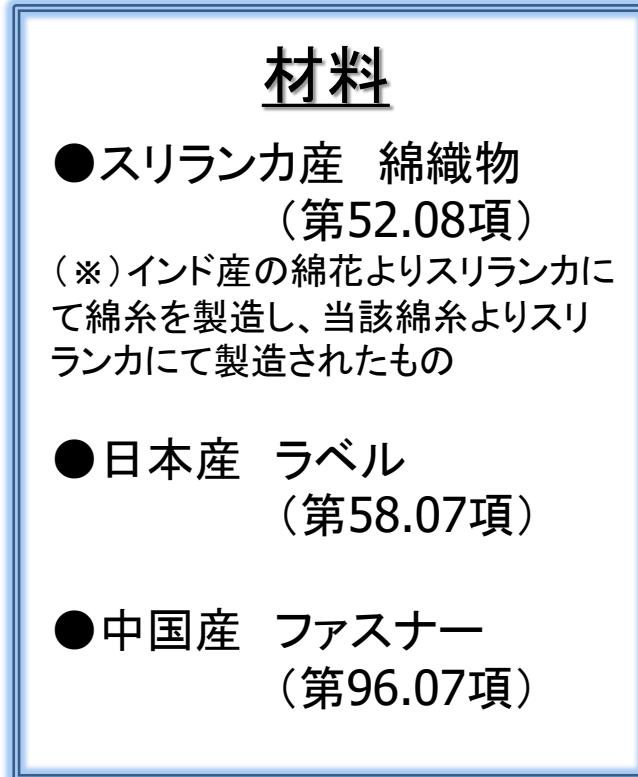
日アセアンEPA品目別規則 第61.10項 :

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



(3) シーツ(6302.21)【GSP】

スリランカでシーツ(HS6302.21)を生産するが、一般特恵関税制度上の原産地はスリランカと認められるか？



(3) シーツ(6302.21)【GSP】

関税暫定措置法施行規則別表(第9条関係)

原産品としての資格を与えるための条件

第63類: 化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、
紡織用天然纖維(生糸を除く。)、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くず
からの製造

特恵対象国において纖維から製造されている必要
(3工程ルール)

日本

ラベル(第58.07項)



スリランカ



中国

ファスナー(第96.07項)

考慮しない(※)

インド産の綿花(纖維)をスリランカにて糸に加工し、以降の工程が全てスリランカにて行われているので条件を満たす。

シーツ
第6302.21号

条件を満たさない。
救済規定は???

スリランカ産 綿織物
(第52.08項)

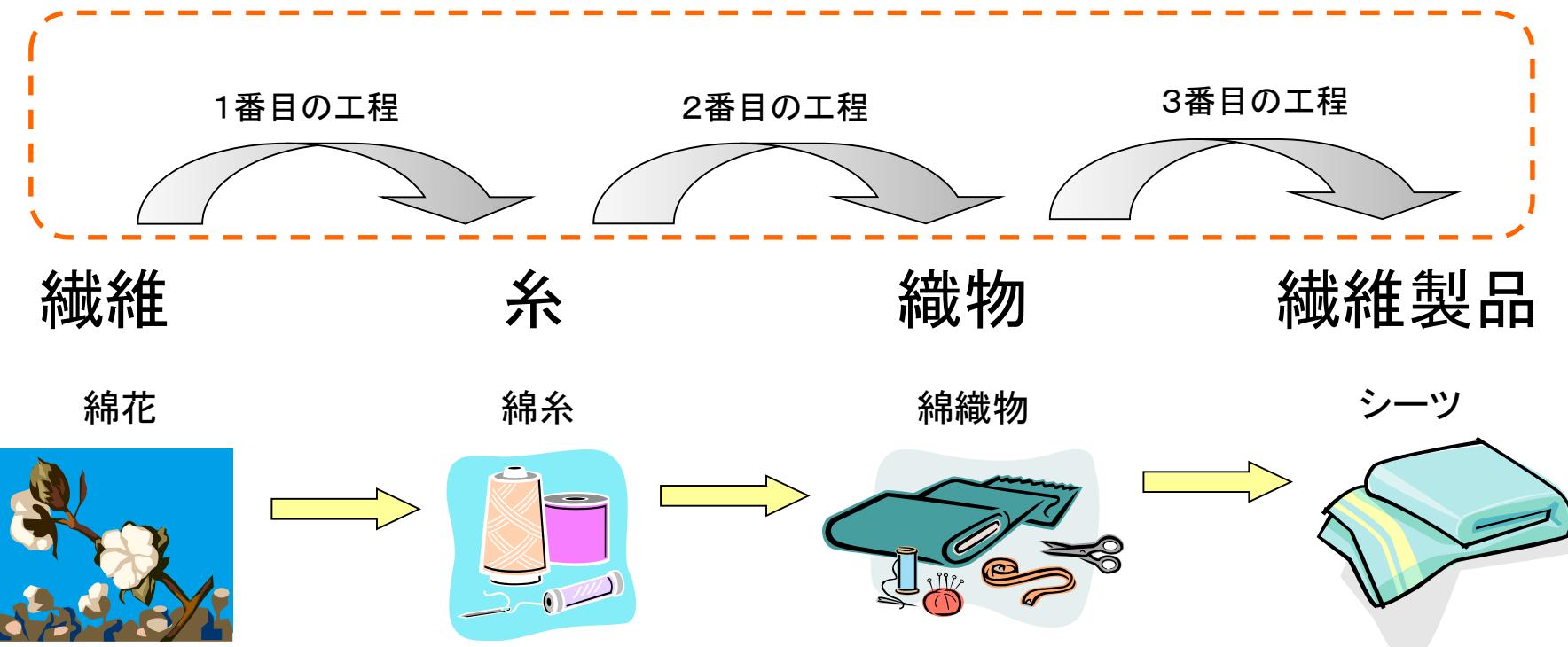
(※)関税暫定措置法施行規則 別表(第9条関係)備考5

関税定率法別表第61類から第63類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第50類から第63類までに該当しないものについては、纖維を含むか否かを問わず考慮しない。

繊維製品の「3工程ルール」

少なくとも綿花を輸入して綿糸を製造するところからスタートすることが必要。綿糸を輸入して綿織物を作つただけではダメ。

この3つの工程が1の国で行われることを要件とする規則のこと



(3) シーツ(6302.21)【GSP】

関税暫定措置法施行規則別表(第9条関係)

原産品としての資格を与えるための条件

第63類: 化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、
紡織用天然纖維(生糸を除く。)、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くず
からの製造

特恵対象国において纖維から製造されている必要
(3工程ルール)

日本

ラベル(第58.07項)

自國
関与
基準
適用
(※)

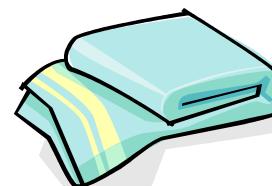
中国

ファスナー(第96.07項)

(※) ANNEXが必要

考慮しない

スリランカ



シーツ
第6302.21号

スリランカ産 純織物
(第52.08項)

一般特恵関税
制度上の原産
地はスリランカ
と認められる。

6. 特惠適用非違事例

事例 1

產品名	床用敷物	HS番号	第5702.42号
協定名	GSP	特惠符号	W57.02
原產品としての資格を与えるための条件	化学品、第47.01項から第47.06項までに該当する物品、紡織用天然纖維、人造纖維の短纖維又は紡織用纖維くずからの製造)		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である糸から生産されていることが判明。非原産材料である糸からの製造は関税暫定措置法施行規則別表に定める条件を満たさないことから、否認。		

事例 2

產品名	衣類	HS番号	第6211.42号
協定名	日アセアン包括協定（ベトナム）	特惠符号	CTC（実質的変更基準を満たす产品）
品目別規則	CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第52.08項又は第52.09項の生地を使用していたが、当該生地は、締約国ではない第三国において製織されており、品目別規則を満たさないことから、否認。		

輸入者の皆様へ

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定についての



「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地等を文書で照会し、回答を文書で受けることができる制度で、

- 事前に一般特恵税率や経済連携協定に基づく税率の適用が可能か、あらかじめ知ることができます。
 - 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる。
 - 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重される。
- などのメリットがあります。

- ◎ 《文書による事前教示照会書の様式の入手方法》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
 - ・トップページのピックアップ中「■輸出入手続 □各種様式・記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
- 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)
- ◎ 《具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

税関HP「原産地規則ポータル」

②原産地規則ポータル

①税関HP:

<http://www.customs.go.jp/>

税関
Japan Customs

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水際での取締り 貿易統計 カスタムスアンサー

■ 税関からの重要なお知らせ
平成28年(2016年)熊本地震の被害に対応した税関手続について

トピックス
危険ドラッグの持ち込みは犯罪です。NO! 危険ドラッグ

平成27年4月1日より、関税法上、宿泊薬物の輸入が新たに禁止されます。

■ トピックス
平成29年度以後、特恵適用の対象から除外(卒業)する予定の国を掲載しました。
通関関係書類の電子化ペーパーレス化への取組みについて(最終更新平成28年6月28日)
出港前報告制度について(最終更新平成27年11月19日)
平成29年度において特恵適用除外措置の適用基準に該当する品目
通貨・証券等の返還状況
平成29年10月から、輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における「法人番号」を記載いただく予定です(PDF32kb) PDF
税関との関係をもう軽くご注意ください
プラウザでFirefoxを利用している場合の注意点について
「合法ループなど」に対する薬物(危険ドラッグ)にご注意ください
税関のメールアドレスをかたたな不審メールにご注意ください

■ 事前教示
税関係用語集
輸入貨物の品目分類事例
輸入貨物の簡便評価事例
品目分類(回答事例)
関税評価(回答事例)
原産地(回答事例)
減免税(回答事例)

PR
密輸情報提供のお問い合わせ
0120-461-961
税関免給コード申請
マイナンバー 社会保障・税番号制度
一国連携 たばこを個人輸入する方
原産地規則ポータル

ページの先頭へ

著作権等 免責事項 個人情報保護方針 よくある質問 お問合せ
〒100-8840 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省開税局) 財務省案内図
Copyright(C) 財務省

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

■ 新着情報

01月01日 特定原産地證明書(GSP)の提出を実施可能な物品の一覧を更新しました
01月01日 「一般特恵マニュアル」を更新しました
01月01日 「EPAマニュアル」を更新しました
12月26日 事前教示回答(原産地)を更新しました
12月14日 品目別原産地規則を検索できるようになりました
過去の新着情報一覧へ

■ ピックアップ

■ 原産地規則 全般
■ 原産地規則マニュアル
■ GSP原産地規則について
■ 一般特恵規制制度(カスタムスアンサー)

■ 品目別原産地規則の検索
■ 品目別原産地規則一覧

■ EPA
■ EPA原産地規則マニュアル
■ 日暮EPA自己申告制度(利用の手引き)
■ EPA原産地規則について(詳細版)
■ 経済連携協定全般(諸特典、ステッキング表、HSコードの取扱い)
■ TPP原産地規則について

■ GSP
■ GSP原産地規則について
■ 一般特恵規制制度(カスタムスアンサー)

■ 事前教示
■ 事前教示制度(原産地関係)
■ 事前教示回答(原産地)事例一覧表
■ 行政機関手帳

■ 関連情報

■ 関連サイト 新しいウィンドウが開きます

外務省(EPA-FTA) PDF
日本商工会議所(EPA)に基づく特定原産地證明書登録手続 PDF
日本貿易振興機構(ジェトロ)(FTA/EPA_WTO) PDF
内閣官房TPP政府対策本部 PDF

PR
密輸情報提供のお問い合わせ
0120-461-961
税関免給コード申請
海外旅行者の皆様へ 申告書を提出してくまなく
個人間の取引
個人で海外と取引される方へ

ご不明の点があれば・・・

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3169
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3456-2171

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。
法令・制度等についての最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。